

就学援助費の入学前支給のお知らせ(入学準備金)



国公立の小学校・中学校・義務教育学校に入学するお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、就学援助費のうち入学準備金を入学前の3月に支給します(所得の審査があります)。

□支給の対象となる方(次のすべての要件に該当する方)

1. 令和6年4月に町立義務教育学校の1年生へ入学または7年生へ進学するお子さんがいる保護者、県立・国立の小学校か中学校に入学するお子さんがいる保護者
2. 令和6年4月の入学までに王寺町外へ引っ越す予定がない方
3. 就学援助の要件(所得制限あり)に該当する方
4. 受付期間に申請書を提出した方

(ご注意)

- ・入学までに王寺町外へ引っ越される場合は、引っ越し先の市町村にお問い合わせください。
- ・生活保護受給中の方は、この支給の対象となりません。
- ・支給後、要件に該当しないと判明したときは、入学準備金を返還していただきます。

□支給の対象となる所得基準の目安

・世帯全員の令和4年中の合計した所得金額(※)が、次の範囲内である方

住居の状況\世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
借家世帯	240万円	300万円	350万円	400万円	450万円	1人につき 約50万円を加算
持家世帯	180万円	230万円	280万円	330万円	380万円	

この表の金額は目安額です。世帯構成や住宅事情等により金額が変動します。

※所得金額とは…

- ・給与所得者(サラリーマン、パートタイマーなどの方)は、勤務先から発行された源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。
- ・確定申告をされた方は、総収入額から必要経費を引いた金額です。

□支給額と支給時期(支給額は変更する場合があります)

- ・義務教育学校前期課程入学に対する支給額 54,060円
- ・義務教育学校後期課程進学に対する支給額 63,000円
- ・支給時期 令和6年3月

※入学準備金を受けない場合でも、入学後に令和6年度就学援助費を申請し4月から認定となった場合は入学準備金と同額の支給を受けることができます。

□申請方法

1. 申込み

- ・令和6年2月16日(金)まで

2. 必要書類

- ①就学援助(入学準備金)受給申請書
- ②マイナンバー届出書(過去に兄や姉の就学援助申請で届出されている方は不要です)
- ③令和5年1月2日以降に王寺町へ転入された方は、以前住んでいた市町村の世帯全員の令和5年度課税証明書
- ④別世帯で新入学の児童または生徒を扶養されている場合は、その方の令和5年度課税証明書

※①②は王寺町ホームページでダウンロードできます
また各義務教育学校、教育委員会で配布します。

3. 申請場所

- ・義務教育学校または教育委員会

お問い合わせ
王寺町教育委員会事務局 学校教育課
☎0745-72-1031